

TSOD（肥満・糖尿病）マウス研究会研究助成規程

（目的）

第1条 この規程は、TSOD（肥満・糖尿病）マウス研究会（以下「本会」という）が、TSOD マウス研究の推進を目的として、本会会員を対象に行う研究助成について定める。

（助成方法）

第2条 研究助成は、研究奨励金の交付により行う。

2. 研究奨励金の額は、当該年度の本会の予算状況等を勘案し、理事会において定める。

（助成申請）

第3条 研究助成を受けようとする者は、本会会員であることを原則とする。ただし、非会員であっても研究助成申請を行うことができるものとし、採択時までには本会会員となっていなければならない。

2. 非会員が研究助成申請を行う場合は、研究助成申請とあわせて本会への入会申込みを行うものとする。

3. 研究助成を受けようとする者は、研究助成申請書様式第1号により会長に研究助成申請を行うものとする。

4. 前項の研究助成申請の募集期間、研究奨励金の額、採択予定件数その他募集の詳細については、毎年度理事会で定め、会員に本会ホームページ、メール等で周知するものとする。

（助成決定）

第4条 理事会において提出のあった研究助成申請の審議を行い、当該年度における本会予算額の範囲内において採択課題を決定する。

2. 採択課題は原則として2件とし、長年にわたり TSOD マウスの研究に取り組んできた研究者を対象とする「油田賞」及び若手研究者を対象とする「鈴木賞」を各1件設ける。ただし、当該年度の応募状況、申請内容及び本会の予算状況等を勘案し、理事会の決定により採択件数を変更し、又は採択しないことができる。

3. 前項における「若手研究者」とは、原則として、応募締切日時時点で40歳未満の者、又は博士の学位取得後10年以内の者とし、大学院生及びポスドクを含むものとする。

4. 採択課題は、研究助成採択決定通知書様式第2号により申請者に通知する。

（交付請求）

第5条 前条の研究助成採択を通知された会員は、速やかに研究助成交付請求書様式第3号を会長に提出するものとする。

2. 本会は、研究助成交付請求書を受理したときは速やかに研究奨励金を交付する。

（報告義務）

第6条 本会の研究助成を受けた会員は、会長から請求があったときは、研究の進捗・経過状況等について、速やかに書面により報告しなければならない。

（研究等の変更）

第7条 助成研究が次に該当することとなったときには、あらかじめ会長に報告し承認を得なければならない。

- (1) 研究内容を大きく変更しようとするとき
- (2) 予定期間内に研究が完了しないとき
- (3) 研究の遂行が困難になったとき

(研究実績報告)

第8条 本会の研究助成を受けた会員は、助成研究完了後、研究実績報告書様式第4号を提出しなければならない。

2. 前項の報告書の提出期限は、定められた研究期間終了後3か月以内とする。
3. 理事会において前項の報告書を精査し、研究内容が不十分と判断された場合、助成金の返還を求めることがある。

(会計報告)

第9条 研究奨励金については、採択研究課題以外の目的に使用してはならない。

2. 研究助成を受けた会員は、研究報告書の提出に併せて、研究奨励金の使用状況を本会に報告するものとする。
3. 会長は、必要があると認めるときは、研究助成を受けた会員に対し、研究奨励金の使用状況について報告又は関係書類の提出を求めることができる。

(研究成果の公表)

第10条 研究助成による研究成果を論文等により公表するときには、本会の助成を受けた研究である旨を記すものとする。

英文記載例: This work was partially supported by a research grant from the TSOD (Obese/Diabetic) Mouse Research Society.

2. 研究助成の研究内容については、本会主催の情報交換会で発表するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究助成に関し必要な事項は、理事会で定める。

2. この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成21年6月12日から施行する。

この改定は、平成26年10月1日から施行する。

この改定は、平成30年4月1日から施行する。

この改定は、令和7年9月26日から施行する。

この改定は、令和8年9月7日から施行する。